

# 変額個人年金保険 無配当



- ◆この商品は生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。
- ◆この保険は、経済情勢や特別勘定の資産の運用実績によっては年金額の増加を期待できますが、一方で、株価の低下や債券価格の下落、為替の変動等によるリスクが発生する場合があります。
- ◆この保険のご提案にあたっては、お客さまの知識・経験・財産の状況・生命保険への加入目的などを事前にお伺いします。
- ◆この保険は、変額保険販売資格を持った担当者がお取り扱いします。

## ♥ 特長

### 特別勘定の資産の運用実績に応じて、年金額が変動(増減)します。

保険料は一定で、年金支払開始日に被保険者が生存されているとき、ご契約時に定めた期間にわたり年金(基本年金額+変動年金額)をお支払いします。

年金額は運用実績に応じて変動(増減)し、最低保証がないため、運用実績によっては、基本年金額を下まわることがあります。

また、年金支払開始後も変動年金額は年金支払日ごとに再計算されますので、毎年の年金額は一定ではありません。

年金額=基本年金額+変動年金額

年金額は、ご契約時に定めた基本年金額に変動年金額を加えた金額となります。変動年金額は運用実績によって決まります。運用実績が予定利率の3.5%を上まわった場合には、変動年金額はプラスとなりますが、予定利率を下まわった場合には、変動年金額はマイナスとなります。

### 年金支払開始日前に死亡されたときは、死亡給付金をお支払いします。

年金支払開始日前に被保険者が死亡されたときは、死亡給付金(死亡日の積立金額 + 一定の金額<sup>\*</sup>)をお支払いします。死亡給付金額は運用実績に応じて日々変動(増減)します。

<sup>\*</sup>一定の金額(P.2仕組図のB)とは、年金支払開始日において年金支払期間にわたり基本年金額を支払うために必要な金額の5%となります。

### 解約返戻金額も運用実績に応じて増減します。

ご契約を解約された際にお支払いする解約返戻金額は、運用実績に応じて日々増減し、最低保証はありません。



運用実績によっては年金の合計額・死亡給付金額・解約返戻金額が払い込まれた保険料の合計金額を下まわる場合があり、損失が生じるおそれがあります。

### 運用対象として8つの特別勘定があります。

運用方針の異なる8つの特別勘定の中から、運用対象として1つないし複数の特別勘定をお選びいただけます。

- 詳細についてはP.3「特別勘定の種類と運用リスク」をご覧ください。

### 高度障害状態・身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みは不要です。

被保険者が病気・ケガにより所定の高度障害状態になられたときや、不慮の事故により事故日から180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが不要となります。

### 積立金額の増額ができます。

- 詳細については最終ページをご覧ください。

### 契約者貸付をご利用いただけます。

- 詳細については最終ページをご覧ください。



## 年金・給付金のお支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お支払いする年金・給付金	お支払い事由	お受け取りになる人
第1回の年金	年金支払開始日に生存しているとき	年金受取人
第2回以後の年金	年金支払期間中、生死にかかわらず、年金支払日が到来したとき	
死亡給付金	年金支払開始日前に死亡したとき	死亡給付金受取人



# 仕組とご契約例

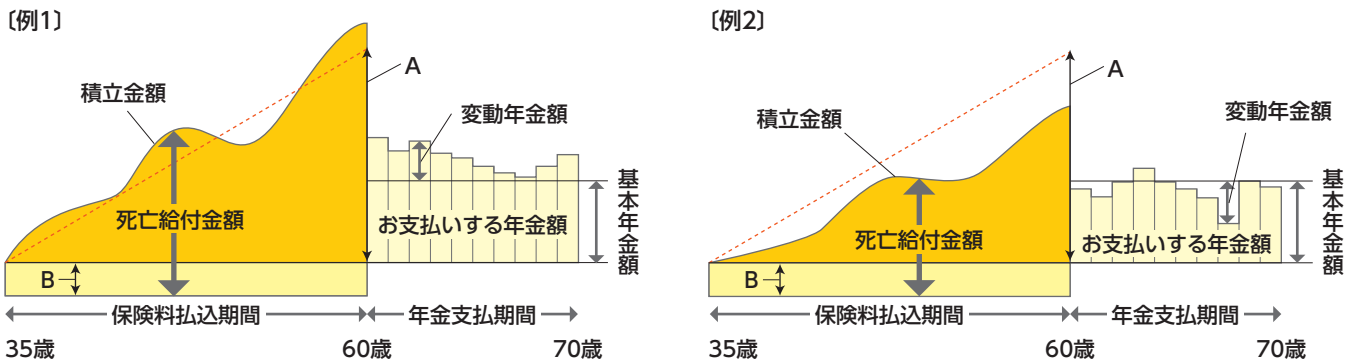
図はイメージです。

運用実績が3.5%を上まわった場合は変動年金額がプラスになり、3.5%を下まわった場合はマイナスになります。  
したがって、下図〔例1〕〔例2〕のように年金額は上下し一定ではありません。  
詳細についてはP.5「特別勘定の資産の運用実績例」をご覧ください。

- 基本年金額を支払うための責任準備金  
(予定利率で特別勘定の資産が運用された場合の積立金額)
- A: 年金支払開始日において、年金支払期間にわたり基本年金額を支払うために必要な金額
- B: 死亡保障の加算部分(一定の金額)=A×5%

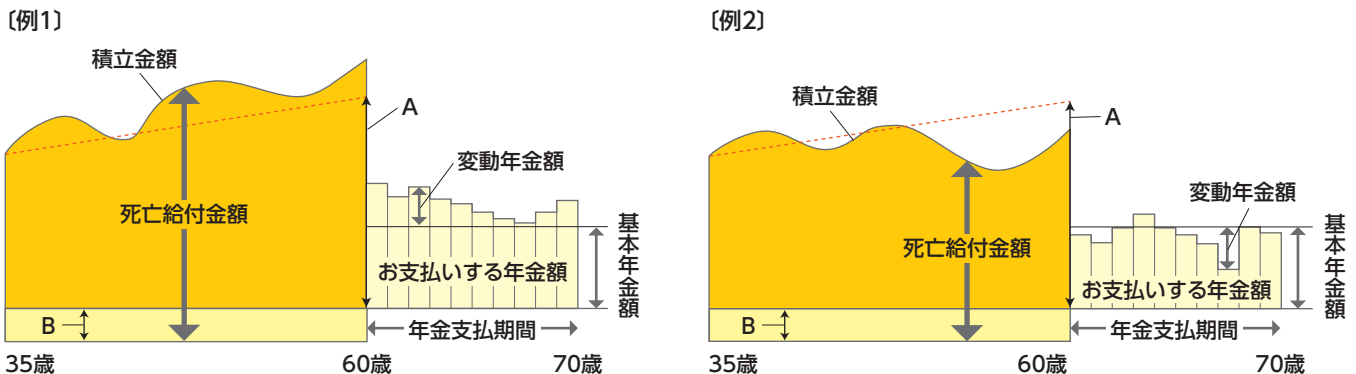
## 月払の場合

- 被保険者: 35歳
- 年金種類: 確定年金
- 年金支払開始年齢: 60歳
- 個別扱月払保険料  
男性: 20,550円  
女性: 20,490円
- 基本年金額: 100万円
- 年金支払期間: 10年
- 保険料払込期間: 60歳まで



## 一時払の場合

- 被保険者: 35歳
- 年金種類: 確定年金
- 年金支払開始年齢: 60歳
- 一時払保険料  
男性: 4,142,300円  
女性: 4,132,000円
- 基本年金額: 100万円
- 年金支払期間: 10年
- 保険料払込方法: 一時払





# 特別勘定の種類と運用リスク

特別勘定とは、変額保険と変額個人年金保険にかかる資産を他の保険種類の資産と区分し、独立して管理・運用を行う勘定のことです。ご契約時には、運用方針の異なる次の8つの特別勘定の中から、ご自身のご契約の資産を運用する特別勘定を1つないし複数選択できます。

### ■ 繰入比率の変更

これから払い込む保険料のうち特別勘定で運用される金額を各特別勘定にどのような割合で投入するか(繰入比率)を、1%単位で指定できます。保険料の払込方法が一時払の場合を除き、繰入比率は、保険料払込期間中であればいつでも変更可能です。

### ■ 積立金の移転

積立金は、ご契約後、年12回の範囲内において、いつでも他の特別勘定へ移転できます。

■ 各特別勘定への資産の繰入比率を変更した場合や、積立金を移転した場合、選択された特別勘定の種類によっては運用リスクが変わることがあります。

## 資産運用について

- ①各特別勘定は、特別勘定資産の着実な成長と長期的観点に立った収益の確保を目的として、安定的に運用します。
- ②リスク分散の観点から、投資する資産が少数銘柄に偏ることなく、複数の銘柄に配分し、バランスのとれた運用を行います。
- ③世界コア株式型・世界株式型・世界債券型においては、原則として外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。
- 各特別勘定の具体的な投資対象は、国内外の経済、金融情勢、株式・公社債市場の動向などを勘案して決定します。
- 特別勘定の詳細については「特別勘定のしおり」をご覧ください。

	ベンチマーク	運用方針	主な運用リスク 左記の運用方針に基づき運用を行うため次の要因により積立金に損失が生じるおそれがあります。
株式型	日経平均株価	上場投資信託(日経225型ETF)を主体に投資を行い、株式市場との連動性を確保します。さらに、国内株式への投資も行うことで、中長期的にベンチマークを上まわる運用成果の獲得を目指します。	国内株式の価格変動 など
日本成長株式型	TOPIX (配当金込)	追加型株式投資信託「フィデリティ・日本成長株・ファンドVA3(適格機関投資家専用)」に投資を行います。当該投資信託は、主としてわが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます)されている株式を主要投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行うことを基本とします。	国内株式の価格変動 など
世界コア株式型	MSCI ワールド・ インデックス (配当込・円ベース)	追加型株式投資信託「ワールドエクイティ・ファンドVL<適格機関投資家限定>」に投資を行います。当該投資信託は、国内外の株式等に投資を行い、ベンチマークを上まわる投資成果の獲得を目指して運用を行います。	日本を含む世界各国の株式の価格変動、外国為替レートの変動 など
世界株式型	MSCI ワールド・ インデックス (配当込・円ベース)	有力な無形資産(ブランド)を保有する企業に注目し、さらにファンダメンタルズ分析を行うことにより世界各国の株式に分散投資を行い、中長期的にベンチマークを上まわる運用成果の獲得を目指します。	日本を含む世界各国の株式の価格変動、外国為替レートの変動 など
債券型	—	中長期的に安定した運用利回りを確保することを目標に、円貨建債券を中心としたポートフォリオを構築します。債券ポートフォリオから安定した利息収入を確保しつつ、売買による売却益を獲得し、安定した運用成果の獲得を目指します。	国内の金利の変動、債券発行体の財務状況の変化 など
世界債券型	FTSE 世界国債 インデックス (ヘッジなし・円ベース)	金利の分析により、実質金利が高く、長短金利差が大きく、かつ経済環境が良好と判断される国に投資を行い、中長期的にベンチマークを上まわる運用成果の獲得を目指します。	日本および世界各国の金利の変動、債券発行体の財務状況の変化、外国為替レートの変動 など
総合型	—	円貨建債券ポートフォリオから安定した利息収入を確保しつつ、経済・金融情勢を分析し、中長期的に投資リスクに比べて期待収益率が高いと判断される資産に積極的に資産配分を行います。	国内の金利の変動、債券発行体の財務状況の変化、国内株式の価格変動 など
短期金融市場型	短期金利 (無担保コール 翌日物など)	短期債券および短期金融商品中心に投資を行い、短期金利程度の運用利回りの確保を目標として運用を行います。	国内の金利の変動、債券発行体の財務状況の変化 など

## 次の時期から特別勘定にて運用されます。

### ◆ 保険料の払込方法が月払・半年払・年払の場合

#### ①第1回保険料

当社が第1回保険料を受け取った日と、保険契約のお申し込みを承諾した日のいずれか遅いほうを基準日とし、その基準日が属する期間に応じて、運用開始日が定まります。

基準日	運用開始日
1日～15日の場合	基準日の属する月の翌月1日
16日～末日の場合	基準日の属する月の翌月16日

#### ②第2回以降の保険料

保険料の払込方法(回数)に応じた契約応当日\*から運用されます。

\* 契約応当日に第1回保険料の運用が開始されていない場合、払込期月の到来した第2回以後の保険料は、第1回保険料と同日に運用が開始されます。

### ◆ 保険料の払込方法が一時払の場合

当社が保険契約のお申し込みを承諾した日	運用開始日
契約日前の場合	契約日
契約日以降の場合	承諾した日の翌日



# 諸費用について

次の費用を保険料や積立金から控除します。

## 特別勘定運営費用

特別勘定の運営に要する費用については、積立金から実費を控除します。なお、2017年度の控除率(年率・税込)は下記のとおりです。

株式型	日本成長株式型	世界コア株式型	世界株式型
0.0397%	0.0246%	0.0246%	0.5659%
債券型	世界債券型	総合型	短期金融市場型
0.0246%	0.0271%	0.0297%	0.0246%

- 上記の控除率はあくまでも2017年度の実績です。運営費は実費を控除していますので、今後も表中の控除率が継続するわけではありません。
- 投資信託にて運用を行う場合、投資信託で運用されている資産から信託報酬などが別途控除されます。2018年3月末現在、各特別勘定にて投資する投資信託の信託報酬(税込)は右記のとおりです。

### 〔株式型〕

- 日経225連動型上場投資信託 (野村アセットマネジメント株式会社) 年率0.2592%以内
- 上場インデックスファンド225 (日興アセットマネジメント株式会社) 年率0.3024%以内
- ダイワ上場投信-日経225 (大和証券投資信託委託株式会社) 年率0.1728%以内

### 〔日本成長株式型〕

- フィデリティ・日本成長株・ファンド VA3 (適格機関投資家専用) (フィデリティ投信株式会社) 年率0.9504%

### 〔世界コア株式型〕

- ワールドエクイティ・ファンドVL<適格機関投資家限定> (ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社) 年率0.216%

### 〔総合型〕

- 日経225連動型上場投資信託 (野村アセットマネジメント株式会社) 年率0.2592%以内
- ダイワ上場投信-日経225 (大和証券投資信託委託株式会社) 年率0.1728%以内

## 保険関係費用

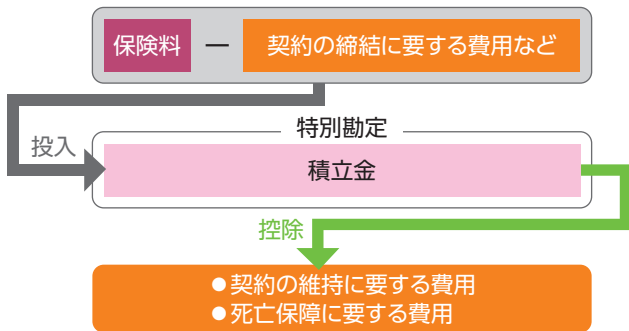
保険契約の締結・維持および保障に必要な費用など(以下、保険関係費用)を保険料や積立金から控除します。なお、保険関係費用は被保険者の性別・契約年齢などにより異なるため、費用の合計額またはその上限額を表示できませんのでご了承ください。

### 保険料の払込方法が月払・半年払・年払の場合

#### 〔保険料払込期間中〕

保険料をお払い込みいただいた際には、保険料から保険契約の締結に要する費用などを毎回控除します。また、保険契約の維持・死亡保障(死亡給付金のうち一定の金額のお支払いに関する保障)に要する費用を積立金から毎月1日\*1に控除します。

\*1 第1回保険料等を特別勘定に繰り入れる日が1日でない場合は、繰り入れる日



#### 〔年金支払開始日以後〕

年金の支払に要する費用として、支払年金額に1%を乗じた額を年単位の契約応当日に積立金から控除します。



#### 〔解約・減額をした場合〕

保険料払込年月数が10年未満で解約・減額されたときの解約返戻金額は、解約日の積立金から、保険料払込期間、経過年数等に応じた所定の金額(解約控除費用)を控除した額になります。

$$\text{積立金} - \text{解約控除費用} = \text{解約返戻金}$$

### 保険料の払込方法が一時払の場合

#### 〔契約締結時〕

保険契約の締結に要する費用として、年金支払開始日において年金支払期間にわたり基本年金額を支払うと仮定した際に必要な金額(以下、基本年金額)に1.7%を乗じた額を一時払保険料から控除します。



#### 〔契約日以後〕

保険契約の維持・死亡保障(死亡給付金のうち一定の金額のお支払いに関する保障)に要する費用として、基本年金額に年率0.2%/12か月を乗じた額\*2に、年単位の契約応当日の年齢により定まる金額を加えた額を積立金から毎月1日\*3に控除します。

\*2 運用実績が3.5%を上まわる場合は、運用実績に応じて控除額が増加します。

\*3 一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日が1日でない場合は、繰り入れる日



#### 〔年金支払開始日以後〕

年金の支払に要する費用として、支払年金額に1%を乗じた額を年単位の契約応当日に積立金から控除します。



#### 〔解約・減額をした場合〕

ご負担いただく費用(解約控除費用)はありません。





## 特別勘定の資産の運用実績例

変額個人年金保険の年金額・死亡給付金額・解約返戻金額は、運用実績に応じて変動(増減)します。運用実績による金額の違いを下記の表にてご確認ください。

下記の表は例示の運用実績がそのまま推移したと仮定して計算したもので、確定数値ではありません。実際には、年金額・死亡給付金額・解約返戻金額は運用実績に応じて変動(増減)します。運用実績については、事業年度ごとにご契約者にお知らせします。

### ご契約例(月払の場合)

- 被保険者：35歳 ●基本年金額：100万円 ●年金種類：確定年金 ●年金支払期間：10年
- 年金支払開始年齢：60歳 ●保険料払込期間：60歳まで ●個別扱月払保険料 男性：20,550円 女性：20,490円

### 特別勘定の資産の運用実績例表(ご契約例の場合)

単位：万円(万円未満は切り捨て)

運用実績	-3.5%の場合				0%の場合				3.5%の場合				7.0%の場合			
	解約返戻金額		死亡給付金額		解約返戻金額		死亡給付金額		解約返戻金額		死亡給付金額		解約返戻金額		死亡給付金額	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
3年	54	54	105	105	58	58	109	109	61	61	113	112	65	65	116	116
5年	95	94	143	143	104	104	153	153	114	114	163	163	125	125	174	174
15年	254	254	298	297	329	328	372	372	431	431	475	474	570	569	613	612
25年	361	361	404	405	547	547	590	590	869	869	912	912	1,424	1,423	1,468	1,467
	年金額*		年金額*		年金額*		年金額*		年金額*		年金額*		年金額*		年金額*	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
第1回目	41	41	62	62	100	100	163	163								
第3回目	36	36	58	58	100	100	175	175								
第6回目	29	29	53	53	100	100	193	193								
第10回目	22	22	46	46	100	100	220	220								

\*年金額とは、基本年金額と変動年金額を合計した金額です。

### ご契約例(一時払の場合)

- 被保険者：35歳 ●基本年金額：100万円 ●年金種類：確定年金 ●年金支払期間：10年
- 年金支払開始年齢：60歳 ●保険料払込方法：一時払 ●一時払保険料 男性：4,142,300円 女性：4,132,000円

### 特別勘定の資産の運用実績例表(ご契約例の場合)

単位：万円(万円未満は切り捨て)

運用実績	-3.5%の場合				0%の場合				3.5%の場合				7.0%の場合			
	解約返戻金額		死亡給付金額		解約返戻金額		死亡給付金額		解約返戻金額		死亡給付金額		解約返戻金額		死亡給付金額	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
3年	353	352	397	396	394	393	437	436	437	436	480	479	483	481	526	525
5年	326	325	369	368	390	389	433	432	464	463	508	506	548	547	592	590
15年	212	212	256	256	372	371	415	414	633	632	676	675	1,043	1,041	1,087	1,084
25年	131	133	175	176	351	352	395	396	869	869	912	912	2,001	1,999	2,044	2,042
	年金額*		年金額*		年金額*		年金額*		年金額*		年金額*		年金額*		年金額*	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
第1回目	15	15	40	40	100	100	230	230								
第3回目	13	13	37	37	100	100	246	245								
第6回目	10	10	34	34	100	100	271	271								
第10回目	8	8	29	29	100	100	310	310								

\*年金額とは、基本年金額と変動年金額を合計した金額です。

### 【例示の運用実績(-3.5%、0%、3.5%、7.0%)について】

- 例示の運用実績は、特別勘定にかかるもので、保険料全体に対するものではありません。
- 例示の運用実績は、特別勘定運営費用等の控除後の数値を表示しています。
- 3.5%、7.0%は下限または上限を示すものではありません。例示の運用実績を下まわる、もしくは上まわる場合もあります。
- 例示の解約返戻金額は解約控除費用控除後の金額です。



## 保険用語のご説明

特別勘定	特別勘定とは、変額保険と変額個人年金保険にかかる資産を他の保険種類の資産と区分し、独立して管理・運用を行う勘定のことです。詳細についてはP.3「特別勘定の種類と運用リスク」をご覧ください。
積立金	積立金とは、特別勘定で管理・運用されている資産のうち、個々の契約に係わる部分のことで、特別勘定の資産の運用実績により毎日増減します。
繰入比率	繰入比率とは、各契約の保険料のうち、特別勘定で運用される金額をどのような割合で8つの特別勘定に投入するかを決定する比率のことです。
基本年金額	基本年金額とは、ご契約の際にお決めいただく年金額のことです。保険料の算出、契約内容の変更の際に基準となる金額であり、将来にお支払いする年金額として保証される金額ではありません。
変動年金額	変動年金額とは、特別勘定の資産の運用実績により変動(増減)する年金額のことです。



# ご契約に際して

## 年金種類と契約年齢の範囲

年金種類	契約年齢
確定年金5年	20歳～60歳
確定年金10年	(保険料払込方法が一時払の場合は
確定年金15年	20歳～70歳)

● 契約年齢によって年金支払開始年齢や保険料払込期間は異なります。

## 取扱年金額

◆ 基本年金額: 20万円(確定年金5年の場合は50万円)～3,000万円

## 保険料払込方法

◆ 年払・半年払・月払・一時払のいずれかをお選びいただけます。

## 契約者貸付

◆ 年金支払開始日の前であれば、解約返戻金額の所定の範囲内で貸付を受けることができます。

● 貸付金の上限は、解約返戻金額が運用実績に応じて日々増減することから変動しますのでご注意ください。

## 自動払済年金保険への変更

◆ 解約返戻金のあるご契約で、保険料のお払い込みがないまま払込猶予期間が過ぎたときは、年金額を定額とする自動払済年金保険に自動的に変更されます。

◆ 変更後の年金額は、払込猶予期間満了時の解約返戻金をもとに所定の率により計算します。

◆ 変更後の年金種類、年金支払期間は変更前と同じです。年金支払開始日は変更前の年金支払開始年齢に満年齢で達した日以降に迎える、自動払済年金保険へ変更された日の年単位の応当日になります。

◆ 変更後は特別勘定による運用は行いません。

● あらかじめ希望されない旨のお申し出があった場合および一時払の場合は適用されません。

● 変更後3か月以内かつ年金支払開始日前に保険料をお払い込みいただいた場合、自動払済年金保険への変更を行わなかったものとして取り扱います。

## 積立金額の増額・減額

◆ 年金支払開始日前に、所定の範囲内で余裕資金を一時金としてお払い込みいただくことにより、積立金額を増額することができます。また、運用実績が良好で積立金額が基本年金額をお支払いするために必要な責任準備金額を超えている場合には、超えている部分の積立金額を引き出すこと(減額)ができます。

## 定額個人年金保険への変更(年金支払開始日前)

◆ 解約返戻金のあるご契約であれば、年金支払開始日前に、以後の保険料のお払い込みを中止して、年金額を定額とする保険料払込済の定額個人年金保険に変更できます。

◆ 変更後の年金額は、変更時の解約返戻金をもとに新たに定めます。

◆ 変更後の年金種類、年金支払期間は変更前と同じです。年金支払開始日は変更前の年金支払開始年齢に満年齢で達した日以降に迎える、定額個人年金保険へ変更された日の年単位の応当日になります。

◆ 変更後は特別勘定による運用は行いません。

## 年金支払開始日の繰り下げ

◆ 年金支払開始日前に限り、年金支払開始日を所定の範囲内で繰り下げることができます。

## 特別勘定の廃止

◆ 関係法令などの改正、特別勘定資産の減少、資産運用の対象となる市場の変化、その他これに準じる事態が発生し、この保険契約の効率的な資産の運用が困難な状況となると認められた場合、特別勘定を廃止することがあります。

## 付加できる特約

5年ごと利差配当付年金支払特約

● 特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。

## ご確認ください

● ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

● 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

● 担当がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

## ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ  
ホームページ [www.sonymlife.co.jp/](http://www.sonymlife.co.jp/)

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。